

令和2年（2020年）3月10日

報道機関 各位

## ガソリンスタンド敷地における土壌及び地下水の有害物質基準超過事案について

JXTGエネルギー株式会社が所有する土地（ガソリンスタンド敷地）において、同社が土壌及び地下水調査を行ったところ、ベンゼンについて、土壌汚染対策法に基づく土壌溶出量基準超過及びそれに起因する地下水基準超過が確認されました。

このため、札幌市で周辺の地下水（井戸）の水質調査を実施した結果、全ての井戸でベンゼンは検出されず、現時点で周辺地下水への影響は見られませんでした。

札幌市では、事業者に対し、周辺に影響を及ぼさないよう、対策工事の実施を指示しており、適切な措置が行われるように引き続き指導してまいります。

### 1 施設名等

Dr. Driveチャレンジ下手稲通SS

（札幌市手稲区新発寒5条6丁目1-1）

※ 営業期間：昭和56年（1981年）2月～（現在営業中）

### 2 経緯

令和2年3月9日	事業者が土壌及び地下水調査結果を札幌市に報告 札幌市が汚染の拡散防止に向けた対策工事の実施を事業者に指示
同日	札幌市が周辺地区3箇所の井戸の水質調査を実施
令和2年3月10日	上記井戸の水質調査結果が判明（全て不検出）

### 3 調査結果の概要

#### (1) 事業者による調査結果

区分	調査地点数 (基準超過地点数)	基準超過項目	測定値 (最大値)	基準値
土壌 (溶出量)	3(3)	ベンゼン	0.60 mg/L	0.01 mg/L
地下水	3(3)	ベンゼン	1.4 mg/L	0.01 mg/L

## (2) 札幌市による周辺井戸の水質調査結果

札幌市が把握している井戸のうち、当該地周辺にある3箇所（当該ガソリンスタンド敷地から約130m、420m、700m）について水質調査を実施した結果、全ての井戸でベンゼンは不検出（0.001mg/L未満）でした。

## (3) 基準超過原因

ガソリンの中に含まれていたベンゼンが基準超過の原因と推定されます。

## 4 事業者による対策等の予定

基準超過地下水の拡散防止及び基準超過土壌の対策の手法につきましては、現在、事業者が検討を行っているところです。

今後、札幌市では、土壌汚染対策法に基づき、適切な措置がなされるよう指導してまいります。

### 参考

#### ○ 土壌汚染等の基準について

土壌汚染対策法では、人の健康に係る被害を生ずる恐れがある物質（特定有害物質）として26種類を指定しており、①地下水等経由の摂取リスクの観点から土壌溶出量基準、②直接摂取リスクの観点から土壌含有量基準、③地下水汚染の判断基準として地下水基準が定められている。

#### ○ ベンゼン

常温では特徴的な臭いをもつ、無色透明の水に溶けにくい揮発性の液体である。主な用途は、他の化学物質を製造するための材料（プラスチックや樹脂・接着剤の原料等）であり、ガソリン中にも含まれる（1%以下）。

国際がん研究機関（IARC）は、ベンゼンをグループ1（人に対して発がん性がある物質・要因）に分類している。

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk\\_analysis/priority/hazard\\_chem/iarc.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/hazard_chem/iarc.html)

問合せ先： 札幌市環境局環境都市推進部環境対策課

まつえ  
高田、末永（TEL 211-2882）

# Dr. Driveチャレンジ下手稲通SS 位置図

